土浦市中小企業振興資金融資制度の変更に伴う事例集

１　変更適用日

平成２９年４月３日月曜日　申込分から

＊平成２９年４月３日以降に,金融機関へ申し込みをされた方は,変更後の内容が適用となります。

２　変更内容

（１）土浦市融資あっせん利子補給金における利子補給率上限について

【変更後】上限利率　１．０％

【変更前】上限利率　１．５％

（例１）借入時の金利が１．０６％，支払い利息額が，５３,０００円の場合の利子補給額

　＜変更後＞上限利率１．０％

利子補給額　＝　５３，０００円　×　１．０％　／　１．０６％　＝　５０，０００円

　　　　　　　　 (支払い利息額)

　＜変更前＞上限利率１．５％

利子補給額　＝　５３，０００円　×　１．０６％　／１．０６％　＝　５３，０００円

　　　　　　　　　(支払い利息額)

＊平成２９年４月３日（月）以前に金融機関に申込されている利用者様につきましては，補給期間が終了するまでは，上限利率１．５％で計算した額が補給額となります。

＊利子補給をする額に端数が生じた場合は，切り捨てとなります。

＊利子補給は自治金融のみ実施しております。

（２）設備資金における車輌購入資金について

【変更後】３・５ナンバーの乗用車は，上限を１台につき３００万円とし，３・５ナンバーを除くものについては，上限は設けない。３・５ナンバーの乗用車で，車輌価格が３００万円を越える場合は，理由書を添付し，あっせん審査会で審査することとする。

【変更前】乗用車タイプは，上限を１台につき２００万円とする。

(例２)車輌価格が５００万円の３ナンバーの乗用車購入のために借入する場合

　 ３００万円(自治金融より借入)＋２００万円(自己資金)

＊車輌価格が３００万円を越える場合は，審査のために理由書の添付が必要となります。(市のＨＰよりダウンロードできますので，指定の様式をご利用下さい)

(３)借換後の利子補給について

【変更後】借換後の利子補給については，借増分のみ補給することとする。利子補給をする額に，１円未満の端数が生じたときは，当該端数金額を切り捨てることとする。

【変更前】借換後の利子補給については，全額補給対象とする。

　 ＊利子補給期間である３年間を経たずに借換した場合，元金分の利子補給は終了し，借増分の利子補給のみとなります。

（例３）元金残額２００万円の時に，借換で３００万円を借入した場合

**借換**

**＜変更後＞**

**３００万（返済済み）**

**２００万**

**借入５００万**

**１００万**

**２００万**

**借換３００万**

**補給対象**

**補給対象外**

**借換**

【お問い合わせ先】

土浦市産業部商工観光課

商工労政係 担当　田中，高橋

電 話　029-826-1111(2704)

ＦＡＸ　029-823-9220

**＜変更前＞**

**３００万（返済済み）**

**借入５００万**

**２００万**

**３００万**

**借換３００万**

**全額補給対象**

(４)その他

（例４）元金残額２００万円となり，その２００万円を自己資金で完済し，新たに３００万円借入した場合

**３００万（返済済み）**

**２００万**

**借入５００万**

**借入３００万**

**３００万**

**全額補給対象**

＊当初借入額５００万円を完済しているため，新たに借入した３００万円分については，上限利率の範囲内で全額補給となります。

（例５）元金残額２００万円の時に，枠内で３００万円を重複して借入した場合

**借入５００万**

**２００万**

**３００万（返済済み）**

**３００万**

**借入３００万**

**全額補給対象**

＊こちらのケースでは，全額新たに借入する３００万円は，上限利率の範囲内で全額補給対象となります。(運転資金・設備資金として借入する場合のみ)